

## ● 食事療養標準負担額

### 食事療養標準負担額（1食あたり）

食事療養費（1食/670円、流動食の場合は1食/605円）の一部をお支払いいただきます。

一般		490円
指定難病患者・小児慢性特定疾患病児童など		280円
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ（※注1）	過去1年の入院日数が90日未満	230円
	過去1年の入院日数が90日以上	160円
低所得者Ⅰ（70歳未満）（※注1）	過去1年の入院日数が90日未満	230円
	過去1年の入院日数が90日以上	160円
低所得者Ⅰ（70歳以上）		110円

（※注1）過去1年の入院日数が90日以上の場合、保険者（市役所など）での手続きが必要になります。入院日数を証明するもの（領収書など）を持参し、保険者にて確認・手続きの上、病院窓口に提示をお願いします。

2024年6月

国の健康保険法等の規定に基づき、入院中の食事代の自己負担金額が下記の通り変更となります。

### 食事療養費標準負担額

食事療養費標準負担額			1食辺りの負担額	
			令和7年3月31日まで	令和7年4月1日以降
一般			490円	510円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ		230円 (91日目以降180円)	240円 (91日目以降190円) <sup>※1</sup>
	低所得者Ⅰ	70歳未満	230円 (91日目以降180円)	240円 (91日目以降190円) <sup>※1</sup>
		70歳以上	110円	110円
指定難病・小児慢性特定疾患			280円	300円

（※1）過去1年の入院日数が90日以上の場合、保険者（市役所など）での手続きが必要になります。入院日数を証明するもの（領収書など）を持参し、保険者にて確認・手続きの上、病院窓口に提示をお願いします。